



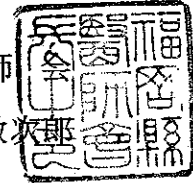
福岡医発第 1403 号 (地)

平成15年10月31日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原 敬 次 郎



所得税青色申告決算書付表の様式の全国統一について (お願い)

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、租税特別措置法第26条に規定する社会保険診療報酬の所得計算の特例措置を適用する際使用する付表を、電子申告制度の移行に伴い、全国統一した様式に改めるものであります。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員に周知方よろしく願いいたします。

なお、本件の詳細につきましては、12月開催予定の税務担当理事者会において説明いたします。



日医 年税 (27)
平成15年10月21日

都道府県医師会
医業税制担当理事 殿

日 本 医 師 会
常任理事 宮坂雄平

所得税青色申告決算書付表の様式の全国
統一に伴う会員への周知について(依頼)

日本医師会の会務につきましては、日頃より格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この程国税庁より、租税特別措置法第26条に規定する社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階制）を適用する際使用する付表を、電子申告制度の移行に伴い、全国统一した様式（別添資料1．平成 年分所得税青色申告決算書（一般用）付表《医師・歯科医師用》）に改めたので、その旨会員への周知方について、要請を受けました。

これまで、各国税局で様式を定めていたものを統一したものであり、新たな事務負担を生むものではないと考えますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、様式に関する個別の質問等については、所轄の国税局または税務署宛にお願いいたします。

- 添付資料：1．平成 分所得税青色申告決算書（一般用）付表
《医師・歯科医師用》
2．同上記載要領
3．参考（従来の東京国税局管内のもの）医師及び歯科
医師の平成14年度分所得税青色申告決算書（付表）
4．参考（従来の大阪国税局管内のもの）平成14年度分
経費差額等の計算書

以 上



平成 年分所得税青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》

		診療科目	科 住 所		整理番号	
		氏 名				

1. 収入金額の内訳					2. 自由診療割合の計算			
社会 保 険 診 療 報 酬			診療 件 数	診療 実 日 数	決 定 数	収 入 金 額 診療報酬当座 口 払 込 額	診療報酬窓口 収 入 金 額	
	① 社会 保険 診療 報酬 から 支払 を受ける	一般社会保険					/	
		老人保健法						
		生活保護法						
		結核予防法						
		精神保健福祉法						
		小 計						
	② 国 民 健 康 保 険							
		小 計						
	③ 介 護 報 酬							
		小 計						
	④ 計 (①+②+③)			④		⑤		⑥
	自由 診療 の 収 入 等	一般の自由診療						/
		労働者災害補償保険診療						
公害健康被害補償診療								
自動車損害賠償責任保険診療								
⑤ 計 (補収入は下の欄に書きます。)			⑦		⑧			
雑 収 入								

この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入にかかる所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれにかかる経費であるか明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。

(1) 診療実日数による割合

$$\frac{\text{自由診療実日数(⑧)}}{\text{総診療実日数(④+⑧)}} \times 100 = \boxed{\text{⑨}} \%$$

(2) 収入による割合

$$\frac{\text{自由診療収入(⑥)}}{\text{総診療収入(⑤+⑥+⑧)}} \times 100 \times \text{調整率} = \boxed{\text{⑩}} \%$$

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

イ 一般経費分

$$\left[\begin{array}{l} \text{原価及び経費の総額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の⑥+⑫)} \end{array} \right] \text{円} - \begin{array}{l} \text{自由診療分と社会保険} \\ \text{診療分とに明確に区分} \\ \text{できる経費の総額} \end{array} \text{円} \text{⑥} \times \begin{array}{l} \text{自由診療割合} \\ \text{(表面の⑩又は⑪)} \end{array} \% + \begin{array}{l} \text{左の⑥のうち自由診} \\ \text{療分に係る経費の} \\ \text{金額} \end{array} \text{円} = \begin{array}{l} \text{自由診療分の原価} \\ \text{及び経費の合計額} \end{array} \text{円} \text{A}$$

(注) ⑥の欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

ロ 特典経費分

(イ) 専従者給与

$$\begin{array}{l} \text{専従者給与の金額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の⑭)} \end{array} \text{円} \times \begin{array}{l} \text{自由診療割合} \\ \text{(表面の⑩又は⑪)} \end{array} \% = \begin{array}{l} \text{自由診療分の専従者} \\ \text{給与の金額} \end{array} \text{円} \text{B}$$

(ロ) 一括評価による貸倒引当金繰入額

$$\begin{array}{l} \text{12月31日現在の自由診療分の} \\ \text{一括評価による貸倒引当金の合計額} \end{array} \text{円} \times \frac{55}{1,000} = \begin{array}{l} \text{自由診療分の一括評価に} \\ \text{よる貸倒引当金繰入額} \end{array} \text{円} \text{C}$$

(ハ) 退職給与引当金勘定への繰入額

$$\begin{array}{l} \text{退職給与引当金} \\ \text{勘定への繰入額} \end{array} \text{円} \times \begin{array}{l} \text{自由診療割合} \\ \text{(表面の⑩又は⑪)} \end{array} \% = \begin{array}{l} \text{自由診療分の退職給与} \\ \text{引当金勘定への繰入額} \end{array} \text{円} \text{D}$$

(注) 個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署(所得税担当)にお尋ねください。

(2) 保険診療分

イ 一般経費分

$$\begin{array}{l} \text{原価及び経費の総額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の⑥+⑫)} \end{array} \text{円} - \begin{array}{l} \text{自由診療分の原価及び経費} \\ \text{の合計額(Aの金額)} \end{array} \text{円} = \begin{array}{l} \text{社会保険診療分の原価} \\ \text{及び経費の合計額} \end{array} \text{円} \text{E}$$

ロ 特典経費分

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{専従者給与の金額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の⑭)} \end{array} \text{円} - \text{Bの金額} \text{円} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{退職給与} \\ \text{引当金繰入額} \end{array} \text{円} - \text{Dの金額} \text{円} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{一括評価による貸倒引当金} \\ \text{繰入額(決算書の「貸倒引} \\ \text{当金繰入額の計算」の①)} \end{array} \text{円} - \text{Cの金額} \text{円} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{一括評価による貸倒} \\ \text{引当金繰戻額} \end{array} \text{円} - \begin{array}{l} \text{自由診療分の一括評価} \\ \text{による貸倒引当金繰戻額} \end{array} \text{円} \right\} = \begin{array}{l} \text{社会保険診療分の} \\ \text{特典経費の合計額} \end{array} \text{円} \text{F}$$

赤字の場合は0とする。

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じた①率及び②加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

$$\begin{array}{l} \text{社会保険診療報酬} \\ \text{(表面の③+④)} \end{array} \text{円} \times \begin{array}{l} \text{速算表の} \\ \text{①率} \end{array} \% + \begin{array}{l} \text{速算表の} \\ \text{②加算額} \end{array} \text{円} = \begin{array}{l} \text{租税特別措置法第26条の} \\ \text{規定による必要経費の金額} \end{array} \text{円} \text{G}$$

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

$$\begin{array}{l} \text{租税特別措置法第26条の規定に} \\ \text{よる必要経費の金額(Gの金額)} \end{array} \text{円} - \begin{array}{l} \text{社会保険診療分の原価及び経費と} \\ \text{特典経費の合計額(B+Dの金額)} \end{array} \text{円} = \begin{array}{l} \text{差額} \end{array} \text{円} \text{H}$$

(注) Hの金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額」欄の下の方白に「借入差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。併せて、申告書B第二表の「〇特例適用条文等」欄に「借入法第26条」と記入してください。

【速算表】

社会保険診療報酬	①率	②加算額
2,500万円以下	72%	—円
2,500万円超 3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超 4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超 5,000万円以下	67%	4,900,000円

記載要領
所得税青色申告決算書(一般用)付表《医師・歯科医師用》

所得税青色申告決算書(一般用)付表《医師・歯科医師用》は、医業又は歯科医業を営む青色申告者の方が収入金額の内訳を記載し、租税特別措置法第26条に規定する社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用する場合には、いわゆる措置法差額（租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額と保険診療分の実際の必要経費の差額）を算出するために使用します。

ただし、社会保険診療報酬が5,000万円を超えた方は租税特別措置法第26条の規定を適用できないのでご注意ください。

この付表は青色申告決算書(一般用)とともに申告書に添付して提出してください（ホチキス止めはしないでください）。

		診療科目		住 所		整理番号	
		氏 名					
1. 収入金額の内訳				2. 自由診療割合の計算			
社会保険診療報酬	① 一般社会保険	診療件数	診療実日数	決定点数	診療報酬当座口払込額	診療報酬窓口収入金額	
	② 社会保険診療報酬支払基金						
	③ 老人保健法						
	④ 生活保護法						
	⑤ 結核予防法						
	⑥ 精神保健福祉法						
	⑦ 小 計						
	⑧ 国民健康保険						
	⑨ 小 計						
	⑩ 介護保険						
⑪ 小 計							
計 (①+②+③)			④		⑤	⑥	
自由診療の収入等	⑫ 一般の自由診療						
	⑬ 労働者災害補償保険診療						
	⑭ 公務員健康被害補償診療						
	⑮ 自動車損害賠償責任保険診療						
	⑯ 計 (雑収入は下の欄に記します。)		⑩		⑪		
雑 収 入							

この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入にかかる所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれにかかる経費であるか明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。

(1) 診療実日数による割合

$$\frac{\text{自由診療実日数(⑧)}}{\text{総診療実日数(④+⑧)}} \times 100 = \text{⑥} \%$$

(2) 収入による割合

$$\frac{\text{自由診療収入(②)}}{\text{総診療収入(④+⑧+⑩)}} \times 100 \times \text{調整率} = \text{⑦} \%$$

1 収入金額の内訳書

(1)「社会保険診療報酬」欄

社会保険診療報酬については、請求先（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）ごとに、診療件数、診療実日数、決定点数及び振込額（税引前）を記載します。

- 「①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬」欄には、生活保護法、結核予防法、精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）等のそれぞれの適用を受けているもののうち、一般社会保険、国民健康保険又は介護保険と併用している場合には、一般社会保険、国民健康保険又は介護保険のそれぞれの欄に記載します。
- 「診療実日数」は、外来患者の場合には通院の日(回)数、入院患者の場合には入院した日数を記載します。ただし、同一患者が1日2回通院する場合であっても1日(回)として計算します。また、同一の患者に対して同じ日に自由診療と社会保険診療を行った場合には、それぞれの診療実日数として加算します。
- 「診療報酬当座口払込額」欄には、源泉徴収税額控除前の金額を、また、「診療報酬窓口収入金額」欄には、社会保険診療報酬のうち患者から窓口で収入すべき金額を記載します。窓口収入の全部又は一部について、未収又は受け取らないこととしたものがある場合でも、「収入すべき金額」として収入金額に含めて記載します。

(2)「自由診療の収入等」の欄

診療収入等のうち、社会保険診療報酬の対象とならないものについて、診療件数、診療実日数及び収入金額を記載します。

「一般の自由診療収入」欄には、一般の自由診療収入のほか、室料差額収入、健康診断料（人間ドック、生命保険会社との契約による診断料）、母子保険法に基づく検診料、介護保険法に基づく主治医意見書作成料などを記載します。

(3)「雑収入」欄

医業に関連して生ずる次のような収入は、事業所得の雑収入となりますので、その合計額を記載します。

①貸与寝具、貸与テレビ、洗濯代等
②医薬品の仕入れリベート
③患者からの謝礼金等
④電話使用料、自動販売機等の手数料
⑤治療器具等の販売収入
⑥地方自治体から支給される休日夜間診療等の嘱託料

2 自由診療割合の計算

- この計算は、租税特別措置法第26条の規定を適用するに当たり、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費が明らかではない経費のうち、自由診療に係る部分を合理的に算出するために、診療実日数又は収入金額を用いて自由診療割合を算出するものです。
- ただし、同一の原価によって診療が行われた場合でも、一般に自由診療の方が社会保険診療よりも単価が高いため、自由診療収入による割合を用いる場合は、収入割合に以下の調整率を乗ずることにより、自由診療割合を算出します。
- 眼科・外科・整形外科・30%
産婦人科・歯科・75%
上記以外（美容整形を除く。）・85%
- 自由診療割合(%)は小数点以下第3位まで算出し、第3位を四捨五入します。
- (例) 15.827% → 15.83%

3 必要経費の内訳

この計算は、社会保険診療報酬と自由診療報酬収入の両方がある方で、租税特別措置法第26条の特例の適用を受ける場合に、自由診療に係る必要経費の金額及び「措置法差額(租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額と保険診療分の実際の必要経費の差額)」を算出するためにを行います。

自由診療と社会保険診療に共通する必要経費の総額を計算します。

自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費とは次のようなものをいいます。

- (1) 事業税(自由診療分)
- (2) 第三者に委託したレセプト請求費用(社会保険診療分)
- (3) 未収金を個別管理している場合の貸倒損失等

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

イ 一般経費分

原価及び経費の総額(決算書の「損益計算書」の⑧+⑨) - 自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額(⑩) × 自由診療割合(表裏の⑪又は⑫) + 左の⑬のうち自由診療分に係る経費の金額 = 自由診療分の原価及び経費の合計額 A 円

(注) ⑩の欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

ロ 特典経費分

(イ) 専従者給与

専従者給与の金額(決算書の「損益計算書」の⑭) × 自由診療割合(表裏の⑪又は⑫) = 自由診療分の専従者給与の金額 B 円

(ロ) 一括評価による貸倒引当金繰入額

12月31日現在の自由診療分の一括評価による貸倒引当金の合計額 × $\frac{55}{1,000}$ = 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額 C 円

(ハ) 退職給与引当金勘定への繰入額

退職給与引当金勘定への繰入額 × 自由診療割合(表裏の⑪又は⑫) = 自由診療分の退職給与引当金勘定への繰入額 D 円

(注) 個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署(所得税担当)にお尋ねください。

(2) 保険診療分

イ 一般経費分

原価及び経費の総額(決算書の「損益計算書」の⑧+⑨) - 自由診療分の原価及び経費の合計額(Aの金額) = 社会保険診療分の原価及び経費の合計額 E 円

ロ 特典経費分

専従者給与の金額(決算書の「損益計算書」の⑭) - Bの金額 + {退職給与引当金繰入額(決算書の「貸倒引当金繰入額の計算」の⑮) - Dの金額} + {一括評価による貸倒引当金繰入額(決算書の「貸倒引当金繰入額の計算」の⑮) - Cの金額} - {一括評価による貸倒引当金繰入額(決算書の「貸倒引当金繰入額の計算」の⑮) - 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額} = 社会保険診療分の特典経費の合計額 F 円

赤字の場合は0とする。

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に基いた⑭率及び⑮加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

社会保険診療報酬(表裏の⑯+⑰) × 速算表の⑭率 + 速算表の⑮加算額 = 租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額 G 円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額(Gの金額) - 社会保険診療分の原価及び経費と特典経費の合計額(E+Fの金額) = 差額 H 円

(注) Hの金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額⑱」欄の下余白に「措置法差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。併せて、申告書B第二表の「○特例適用条文等」欄に「措置法第26条」と記入してください。

【速算表】

社会保険診療報酬	⑭率	⑮加算額
2,500万円以下	72%	— 円
2,500万円超 3,000万円以下	70%	500,000 円
3,000万円超 4,000万円以下	62%	2,500,000 円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	4,500,000 円

【特典経費分】

青色申告者だけに認められている専従者給与の金額及び退職給与引当金勘定への繰入額についても、自由診療に係る分について自由診療割合に基づき算出します。また、一括評価による貸倒引当金繰入額については、12月31日現在の貸金額に基づき自由診療に係る分を区分します。

【措置法差額の計算】

社会保険診療に係る必要経費は、実際の必要経費によらず、租税特別措置法第26条の規定により計算した金額を必要経費とすることができます。

〔社会保険診療報酬が5,000万円を超える場合は、この方法は選択できません。〕

この方法によって計算した必要経費の金額と実際の必要経費との差額(措置法差額)がある場合は、実際の所得金額から控除することとなります。

算出した措置法差額を決算書の「損益計算書」の「所得金額⑱」欄の下余白に、「措置法差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して青色申告特別控除前の所得金額(決算書の「損益計算書」の⑲)を計算し、記載してください。

併せて、申告書B第二表の「○特例適用条文等」欄に「措置法第26条」と記載してください。

<青色申告決算書(一般用) 2 ページ>

○貸倒引当金繰入額の計算(下の計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

金	額
① 個別評価による本年分繰入額(12月31日現在の貸倒引当金の繰入額を超過する額をいいます。)	
② 年末における一括評価による貸倒引当金の繰入額の対となる貸倒引当金の合計額	
③ 本年分繰入限度額(②×5.5%(金融業は3.3%))	
④ 本年分繰入額	
⑤ 本年分の貸倒引当金繰入額(①+④)	

平成 年分所得税青色申告決算書(一般用)

住所	フリガナ氏名	⑧ 事務所所在地
事業所所在地	電話番号(自宅)	氏名(名称)
業種名	加入団体名	電話番号

平成 年 月 日

損益計算書(自 月 日至 月 日)

提出用	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)
売上(収入)金額(雑収入を含む)	①		消耗品費	⑩	貸倒引当金	⑮
② 販売費(製品)費	②		減価償却費	⑪	⑯	
③ 仕入金額(製品)費	③		福利厚生費	⑫	⑰	
④ 小計(②+③)	④		給料賃金	⑬	⑱	
⑤ 期末商品(製品)費	⑤		外注工賃	⑭	⑲	
⑥ 差引原価(④-⑤)	⑥		利子割引料	⑮	⑳	
⑦ 差引金額(①-⑥)	⑦		地代家賃	⑯	㉑	
⑧ 租税公課	⑧		貸倒金	㉒	㉒	
⑨ 前払金	⑨		⑳		㉓	
⑩ 水道光熱費	⑩		㉔		㉔	
⑪ 旅費交通費	⑪		㉕		㉕	
⑫ 通信費	⑫		㉖		㉖	
⑬ 広告宣伝費	⑬		㉗		㉗	
⑭ 接待交際費	⑭		㉘		㉘	
⑮ 損害保険料	⑮		㉙		㉙	
			㉚		㉚	
			㉛		㉛	
			㉜		㉜	
			㉝		㉝	
			㉞		㉞	
			㉟		㉟	
			㊱		㊱	
			㊲		㊲	
			㊳		㊳	
			㊴		㊴	
			㊵		㊵	
			㊶		㊶	
			㊷		㊷	
			㊸		㊸	
			㊹		㊹	
			㊺		㊺	
			㊻		㊻	
			㊼		㊼	
			㊽		㊽	
			㊾		㊾	
			㊿		㊿	

<申告書B第二表>

生年月日	明大		
氏名			
生年月日	明大		
⑬ 専従者給与(控除)の合計額			

○特例適用条文等

措置法第26条

○配当所得・雑所得(公的年金等以外)・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
		円	円	円

⑬下の欄には、書き込んでください。

措置法差額〇〇〇円

医師及び歯科医師の平成 14 年分所得税青色申告決算書（付表）（「青色申告決算書」と併せて提出してください。）

1 収入金額の明細

収入の種別	診療件数	診療実日数	決定数	収入金額		診療科目
				診療報酬当座口払込額	診療報酬窓口収入金額	
社会保険診療報酬	① 基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬	一般社会保険				⑥ 自由診療割合 （この計算は裏面の表の租税特別措置法第26条の規定の適用を選択した方だけが行います。） イ 自由診療の診療実日数の割合 自由診療実日数 (B) _____ 日 = _____ % 総診療実日数 (A+B) _____ 日 （上記の算式により難い場合は、下記により計算します。） ロ 自由診療の収入等の割合 自由診療収入 (E) _____ 円 = _____ % 総収入金額 (C+D+E) _____ 円 } × 調整率 _____ % = _____ % （注） 1 調整率 眼科・外科・整形外科80%、産婦人科・歯科75%、左記以外（美容整形を除く。）85% 2 イ及びロの割合は小数点以下第5位まで算出し、第5位を四捨五入する。 ◎ 記載に当たっての御注意 1 「①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬」欄の「診療件数」及び「診療実日数」欄には、生活保護法、結核予防法、精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）等のそれぞれの適用を受けているもののうち、一般社会保険、国民健康保険又は介護保険と併用している場合には、一般社会保険、国民健康保険又は介護保険のそれぞれの欄に記載します。 2 「社会保険診療報酬」欄の「診療報酬当座口払込額」欄には、源泉徴収税額控除前の金額を、また「診療報酬窓口収入金額」欄には、社会保険診療報酬のうち患者から窓口で収入すべき金額を記載します。 3 母子保険法に基づく検診料及び介護保険法に基づく主治医意見書作成料は「一般の自由診療」に含めてください。
		老人保健法				
		生活保護法				
		結核予防法				
		精神保健福祉法				
	② 国民健康保険					
③ 介護報酬						
④ 計 (①+②+③)		A		C	D	
自由診療の収入等	一般の自由診療					氏名
	労働者災害補償保険					
	公害健康被害補償診療					
	⑤ 計 (雑収入は、下の欄に記します)		B		E	
雑収入						

2 必要経費の計算の内訳 (租税特別措置法第26条の規定の適用を選択した方だけが記入してください。
 なお、社会保険診療報酬が5,000万円を超えた方は、租税特別措置法第26条の規定を適用できません。)

(1) 自由診療分

イ 経 費 分

原価及び経費の総額(決算書の「損益計算書」の⑥+⑦) 円 - 自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額(例・事業税等)⑧ 円) × 自由診療割合⑨ % + 左の⑩のうち自由診療分に係る経費額 円 = 自由診療分の原価及び経費の合計 円 A

ロ 特典経費分

(イ) 専従者給与

専従者給与額 円 × 自由診療割合⑨ % = 自由診療分の専従者給与額 円 B

(ロ) 一括評価による貸倒引当金繰入額

12月31日現在の自由診療分の一括評価に係る貸倒引当金の合計 円 × $\frac{55}{1000}$ = 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額 円 C

(ハ) 退職給与引当金勘定への繰入額

退職給与引当金勘定への繰入額 円 × 自由診療割合⑨ % = 自由診療分の退職給与引当金勘定への繰入額 円 D

(2) 保険診療分

イ 経 費 分

原価及び経費の総額(決算書の「損益計算書」の⑥+⑦) 円 - 自由診療分の原価及び経費の合計(Aの金額) 円 = 社会保険診療分の原価及び経費の合計 円 E

ロ 特典経費分

(専従者給与額(決算書の「損益計算書」の⑧) 円 - Bの金額 円) + (退職給与引当金繰入額 円 - Dの金額 円) + { (-一括評価による貸倒引当金繰入額(決算書の「貸倒引当金繰入額の計算」の④) 円 - Cの金額 円) - (一括評価による自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額 円 - 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額 円) } = 社会保険診療分の特典経費の合計 円 F

赤字の場合は0とする。

(イ) 租税特別措置法第26条の規定による金額の計算(右の速算表から社会保険診療報酬に応じた⑦及び⑧を次の算式に当てはめて計算してください。)

社会保険診療報酬 円 × 率⑦ % + 加算額⑧ 円

= 租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額 円 G

速 算 表

社会保険診療報酬	概 算 経 費 額	
	⑦ 率	⑧ 加 算 額 円
2,500万円以下	72 %	— 円
2,500万円超 3,000万円以下	70	500,000
3,000万円超 4,000万円以下	62	2,900,000
4,000万円超 5,000万円以下	57	4,900,000

(ロ) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との関係

租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額(Gの金額) 円 - 社会保険診療分の原価及び経費と特典経費の合計(E+Fの金額) 円 = 差額 円 H

(注) 1 Hの金額(この金額が赤字の場合は、租税特別措置法第26条の規定の適用を選択しない方が有利です。)を決算書の「損益計算書」の「所得金額⑨」欄の下の余白に「措置法差額○○○円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。

2 個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署にお知らせください。

平成14年分 経費差額等の計算書

この計算書は、租税特別措置法第26条の適用を受けるかどうかの計算、また、自由診療等収入と社会保険診療報酬がある場合の必要経費の配分などの計算に使用し、収支内訳書又は青色決算書に必ず添付してください。
 なお、社会保険診療報酬が5,000万円を超える方は、租税特別措置法第26条の適用を受けることはできません。
 ※ 租税特別措置法第26条を適用される方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法26条」と必ず記載してください。

住 所		番 号							
		フリガナ							
氏 名		氏 名		印					
		(明・大・昭 年 月 日生)							
診 科	療 目	科 科	% %	病 室	室	ベ ッ ト	床	ユ ー ニ ッ ト 科	台

◎ 所得の計算

科 目	措 置 法 適 用 等 に よ る 所 得 計 算							
	① 収入金額	構成比	② 必要経費（収入原価＋経費）の配分	③ 差引所得金額（①－②）	④ 社保分の経費差額・自由診療分の経費	⑤ 再差引所得金額（③－④）	⑥ 雑 収 入	⑦ 合計所得金額（⑤＋⑥）
社 会 保 険 診 療	円	%	☆1 円	円	☆3 円	円	円	円
自 由 診 療 等			☆2					
合 計		100.00						※

◎ 必要経費（収入原価＋経費）の自由診療等収入と社会保険診療報酬との配分方法

1 自由診療割合

$$\frac{\text{自由診療等収入}}{\text{総収入}} \times 100 = \text{自由診療割合} \%$$

（小数点以下第3位を四捨五入）

2 必要経費の配分計算

イ 自由診療分の経費

$$\text{自由診療割合} \% \times \text{修正率} \% = \text{☆4} \%$$

（小数点以下第3位を四捨五入）

$$\left(\begin{array}{l} \text{必要経費計} \\ \text{（注）1} \end{array} \text{円} - \begin{array}{l} \text{自由診療分と社会保険診療報酬分に明確に区分できる経費の総額} \\ \text{（注）2} \end{array} \text{円} \right) \times \text{☆4} \% + \text{左の何のうち自由診療分に係る経費} \text{円} = \text{☆2} \text{円}$$

（注）1 青色申告者………所得税青色決算書の「⑥差引原価」＋「⑬経費計」＋「⑭繰入額等計」－「⑯繰戻額等計」の金額を記載する。
 白色申告者………収支内訳書の「⑨差引原価」＋「⑬経費計」＋「⑭専従者控除」の金額を記載する。

（注）2 事業税及び消費税や第三者に委託したレセプト請求費用など、自由診療等収入と社会保険診療報酬のどちらに係る経費であるかを明確に区分できる経費の総額を記載する。

ロ 社会保険診療分の経費

$$\text{必要経費計} \text{円} - \text{自由診療分経費} \text{円} = \text{☆1} \text{円}$$

3 社会保険診療報酬に係る経費差額

イ 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費

$$\text{社会保険診療報酬} \text{円} \times \text{〇〇\%} + \text{〇〇円} = \text{円}$$

（速算表を参照）

ロ 経費差額

$$\text{上記イの経費} \text{円} - \text{☆1} \text{円} = \text{☆3} \text{円}$$

（租税特別措置法第26条による必要経費の速算表）

社会保険診療報酬の額	算 式
2,500万円以下	72%
3,000万円以下	70% + 500,000
4,000万円以下	62% + 2,900,000
5,000万円以下	57% + 4,900,000

◎ 収入金額の内訳

1 社会保険診療報酬………租税特別措置法第26条の適用がある分

	社 会 保 険 支 払 基 金 通 知 分								国 保 連 合 会 通 知 分				介 護 報 酬
	社 保			老 人 法 老 保 健	老 人 一 部 負 担 金	生 活 保 護 法 等 (公 費 単 独)	過 誤 調 整 額	(源 泉 徴 収 税 額)	府 県 内 分	府 県 外 分	合 計	過 誤 調 整 額	
	本 人	本 人 一 部 負 担 金	家 族										
1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧ ()	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬

①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬……………社 会 保 険 診 療 収 入 金 額

2 自由診療等収入

	労 災 保 険 等 の 報 酬		自 由 診 療 収 入 等	雑 収 入			労 災 保 険 等 の 報 酬		自 由 診 療 収 入 等	雑 収 入
	労 災 保 険	公 害 医 療					労 災 保 険	公 害 医 療		
1	円	円	円	円	7		円	円	円	円
2					8					
3					9					
4					10					
5					11					
6					12					
計	⑭	⑮	⑯	⑰			⑱	⑲	㉑	㉒

⑭+⑮+⑯……………自 由 診 療 等 収 入 金 額

記 載 要 領
1 社会保険診療報酬
(1) 「本人一部負担金」欄は、本人から受領し又は受領すべき一部負担金を記入します。
(2) 「老人一部負担金」欄は、老人から受領し又は受領すべき一部負担金を記入します。
(3) 「生活保護法等（公費単独）」欄は、生活保護法等による金額公費負担金（公費単独）を記入します。
(4) 「介護報酬」欄は、介護保険法に基づく介護給付費等（主治医意見書作成料を除く）を記入します。
2 自由診療等収入
(1) 「自由診療収入等」欄は、妊婦・乳児の無料検診、診断書作成、健康診断、予防接種、自動車損害賠償保障法、介護保険法に基づく主治医意見書作成料等による収入を記入します。
外書は、老人保健法の医療以外の保健事業による収入のうち、公害診療報酬の算定基準以内のものを「公害医療」欄に、算定基準を超えるものを「自由診療収入等」欄にそれぞれ記入します。
(2) 「雑収入」欄は、患者からの謝礼金等を記入します。